

巻頭言



聴いてもらえる権利

いつまで経っても静まらないコロナ禍の中、一人の感染者も出さずにこの度、150人目の利用者をお迎えすることができました。本年12月で丸9年になりますが、皆様のご支援で何とか厳しい嵐を「耐える」ことができ、心より感謝申し上げます。

最近、「子どもアドボカシー」という言葉を耳にするようになりました。これは、「子どもの声を聴き、思いや不満を受け止め、どうすればいいかを一緒に考え、支援する活動」のことで、それを実践する人を「アドボケイト」と呼びます。

私は、「アドボカシー」という言葉は知りませんでした。が、「子どもの心の声を聴く」とか「子どもに寄り添う」ということをよく口にしてきました。でも、実はいつも「これでいいのかな」、「本当はどうしたらいいのだろうか」と悩み、迷いと不安の連続だったのです。その為でしょうか、何人もの子どもたちのお世話をしましたが、うまくいった試しが一つもありません。失敗ばかりです。「アドボカシー」ではなく、「あらオカシイ」でしょうか。

2022年の児童福祉法改正で、2年をめどに児童の意見等の仕組みを整備することになりました。本気でやれば、これが「子どもアドボカシー制度」の導入につながると思うのですが、「換骨奪胎」の得意なお国柄です。そうならないことを祈ります。

子どもたちは、われわれ大人に大したことを期待しているわけではありません。時々、「じっくり話を聴いてくれてありがとう!」と言います。特に解決を求めていたり、アドバイスがほしいわけでもないのです。こちらとしても、どうするのが一番いいかわからないことの方が多いので、求められても気の利いた答えをすることができません。情けない話ですが、聴くだけならできそうな気がします。子どもたちも、「それでいい」と言いますし。子どもは、心の中に渦めく思いや悩み、不満を誰かに聴いてもらわないことには、自分の本当の気持を語ることはできません。「意見表明権」というと堅苦しいですが、ズバリ「聴いてもらえる権利」のことです。そうであれば、子どもが意見表明するのを待つのではなく、こちらから「聴かせて! あなたの気持」と子どもの近くまで寄り寄って行くことが大切です。そして、どうすればいいかを一緒に考え、子どもが自分で選べるように情報を提供する。これが「子どもアドボカシー」の肝ではないかと思います。

そうです。「聴く」のではなく、「聴かせていただく」のです。少しだけ気が楽になりました。



子どもシェルターレラピリカ
理事長

内田 信也



「子どもシェルター全国ネットワーク会議 2022 @かながわ」参加報告

弁護士 中島 圭太郎

「各都道府県に1つは子どもシェルターを！」の合言葉で始まった子どもシェルター全国ネットワーク会議ですが、令和4年9月17日に恒例の令和4年度総会が開催されました。コロナの影響で2019年度の和歌山での全国会議を最後に、リアル開催の総会は実施されておらず、今年こそは久しぶりに顔を合わせて活動状況の報告ができるかと期待をしていたのですが、8月後半からのオミクロン株の流行を受けて、結局オンラインでの開催となりました。レパリカでもそうですが、スタッフに感染者が出てしまうと勤務シフトを組むことが極端に難しくなる場所が多く、安全策をとって、集合開催を見送らざるを得ませんでした。リアル開催の場合には、お昼頃に集まって半日会議をし、懇親会を経て、翌日の午前中も会議を行っていたのですが、日程を1日に短縮しての開催となりました。

リアル開催ができなかったことは非常に残念ですが、急な予定変更にも関わらず、スムーズなオンライン会議の開催を進めてくださった、横浜の子どもセンター・テンポの皆様には感謝をいたします。

非常に凝縮した会議でしたが、その内容の一部をご紹介します。

(1) 新たな子どもシェルターの立ち上げ支援～休眠預金等活用法の利用～

今年度から3年間をかけて、休眠預金口座の資金を活用した助成事業「子どもシェルター立ち上げ支援事業」が立ち上がりました(助成事業の監督は公益財団法人パブリックリソース財団に行なっています。)。3年間をかけて、石川、福井、高知、東京多摩地域の4団体が子どもシェルターの開設に向けて、検討や準備を開始していることの報告がありました。子どもシェルターネットワーク会議は、「子どもシェルター立ち上げブック」を中心とした情報提供と、運営の助言や職員研修・OJT等のバックアップを担当しているという報告がありました。

休眠口座をNPO支援やボランティア活動に有効利用しようとする「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(休眠預金等活用法)が制定され、2019年度から休眠預金等の活用が始まりました。今までは、多くの支援者からの寄付や手弁当で子どもシェルターの立ち上げを行ってきた我々にとって、このような制度が利用できるということは非常にありがたいことです。

(2) 子どもシェルターの運営指針の検討～第三者評価基準の策定に向けて～

新たな子どもシェルターの立ち上げや、子どもシェルター分野にも第三者評価が導入される未来のために、子どもシェルターの要綱の作成を目的とした「第三者評価基準を考えるプロジェクトチーム(第三者評価PT)」が令和4年春から発足し、オンラインで重ねられてきた会議の成果が報告されました。外部研究者のご協力も得て、各団体の実情や運営指針、設立趣旨などを調査し、「子どもシェルターとは何か」「子どもシェルターの役割は何か」「子どもシェルターは何を大切にしていけるのか」を話し合っています。各地の特色にあわせた子どもシェルターの運営は、地域ごとにかなり違いが出てきていますが、それでも核になっている部分は変わりがないようです。その核を言葉にして確認することで、子どもシェルターの運営に関わる私たちも、子どもシェルターを利用しようとする皆様にも、子どもシェルターの活動が改めて浸透していくのではないかと思います。

第三者評価PTの活動は、令和4年度への継続事業で、今後、運営指針・要綱が作成されていく予定です。

(3) <運営分科会>人材の育成と活動を充実させるための資金の問題

運営分科会では、事前アンケートをもとに子どもシェルターの運営面の問題点について協議がなされました。職員の年齢や家族の転勤・育児等の事情から職員が毎年入れ替わるということは、全国の他のシェルターでもよくあることのようにです。また、どのシェルターも、新たな職員を採用するところで問題を抱えているということが確認されました。近年、児童福祉の分野では慢性的な人材不足が続いており、職員数を確保するというのが困難な状況が続いているという報告がありました。また、職員の休職があっても子どもシェルターの運営が継続できる人員体制づくりが難しいといった声もありました。

資金面では、公費負担が増額となって少し運営が楽になったようですが、それでも上記のように人員を補充するには不足しているという報告がありました。

また、アフターケアや入所相談窓口の設置などの新規事業を立ち上げる準備をしているということもあり、新規事業立ち上げに際して資金面の問題が立ちはだかっているという指摘がありました。

当法人も他の子どもシェルターでも抱えている問題は同じであることが確認できました。



「子どもシェルター全国ネットワーク会議」参加報告

スタッフより

2022年9月17日、「子どもシェルター全国ネットワーク会議」が開催されました。今年こそ対面開催の予定で準備が進められていましたが、直前でコロナが再拡大してしまい、急遽オンライン開催となりました。主催の神奈川県・子どもシェルターてんぼの皆さまには直前の変更にも関わらずご対応いただき、大変感謝しております。

総会では、事務局の活動報告や予算・会計に関する内容などが報告され、厚生労働省の方から改正児童福祉法の解説もしていただきました。また、午後の全体会では第三者評価の評価基準についてもたたき台をもとに話し合われました。

子どもシェルターてんぼの皆さまによる施設紹介では、3つの建物をご紹介いただきました。各所にこだ

わりがつまっていた、利用する方のためを想ってつくられていることがよくわかりました。

各分科会に分かれてのディスカッションも行われました。職員分科会では、グループ討議の他、非営利活動法人BONDプロジェクトの方々が活動内容や取り組みに対する想いを紹介していただき、とくにSNSを用いた若者支援については、レラピリカもインスタグラムの活用を課題としていますので、とても勉強になりました。

来年度の子どもシェルター全国ネットワーク会議は、広島県で開催予定です。何だか毎年言っていますが…次こそは、現地で直接お話しできることを期待したいです！



コタン奮闘記

弁護士 増田 翔

今年度、私がコタンとして担当したのは、成人の入居者さんです(Aさんと呼びます)。成人年齢引き下げの影響もあり、レラピリカとして、成人を迎え入れたのは初めてのケースです。ご家族との関わりが上手く行かず、友人宅等に身を寄せる中で、次第に肩身が狭い想いをするようになり、レラピリカに自身で問い合わせをして入居に至った方です。体調のこと、学校のこと、身の回りのこと、今後の生活のこと、家族のこと等、対応すべき点は様々ありました。

Aさんの場合には、ご家族との関係で制約がある状況から、自分自身で生活を構築していく、ということが主な目標でした。そのため、ひとりで生活ができるように、今後の生活の本拠をはじめ、学校や金銭面の調整、家族との関係の調整等を行い、そしてシェルターに在る間にできる限りのことを整える、ということ意識しながら、理事、スタッフと共に、対応しました。

Aさん自身も、前向きに頑張ろうとする意欲があり、その分コミュニケーションを十分に取ることができましたし、理事やスタッフのサポートもあったため、ひとつひとつ確実に進めることができたと感じます。

私は、札幌弁護士会子どもの権利委員会内のシェルターPT(プロジェクトチーム)に加入して、まもなく6年目に入りますが、今回が初めてのコタンとしての対応になります。私は、これまでもレラピリカの運営に事務局として関わり、他のコタンの報告等を聞く機会

もありましたので、コタンとしてどのようなことを検討して対応するか、漠然としたイメージはありました。ただ、「身の回りのこと」、「今後の生活のこと」と言ってしまうと、一言でまとまってしまうのですが、その中でも、行うべき作業は多岐に渡り、かつ他の機関等とも調整をし、そして今後生活する上で何がベストか考えていく、という活動は、コタンとしての責任の重大さを痛感しました。

また、コタンとしてどのような活動をする上でも、やはり一番大事なことは、入居者さんとの信頼関係の構築であろうと思います。初めてのコタンとして、一心に活動をした数ヶ月でしたが、Aさんとは、会議や電話等で話をするだけでなく、一緒にご飯を食べ、バーベキューをし、車の移動中に話をするといった、日常を共にすることで、一緒にのチームとして感じてもらうということが大切であったように思います。普段、私自身は、あまりバーベキューをする機会はありませんが、少し寒くなり始めた秋空の下で、(Aさんとスタッフの方に準備いただいた)バーベキューをしたことは、私としても思い出です。

現在、Aさんは、自立援助ホームにおいて生活をしており、落ち着いて生活ができていると聞いています。今後も、定期的に連絡を取り合い、陰ながら応援をしていく予定です。これまで、ご家族との関係等から、行動が制約されていた分、今後は、自分がしたい

ように突き進んで欲しいと思います。

シェルターに入居してから、自立援助ホームに入居するまで、Aさんとしても初めての経験ばかりの状況で、生活環境や様々なことが大きく変わり、ストレスに感じたことも多々あるかと思います。それでも、今回私が担当したAさんを含め、入居者さんが持つ前に進もうとするパワーはすごいと感じることがあります。シェルターは、前に進むパワーを蓄えるための施設であると改めて感じました。



スタッフ通信

「のんの」で迎える何回目かの冬がそこまで来ています。

右も左も解らず、不安な「のんの」での勤務がある日から始まりました。入居者と仲良く、楽しく接することが出来るのか？ ちゃんと寄り添えるのか？ 年を経ての子どもとの関わりに正直揺れる思いで一杯の日々。

それがなんということでしょう、毎回楽しく通わせていただいております。とは言え、緊張と反省、失敗には事欠かない日々なのは変わりません。

相手の視点に立たず、分からない、考えない人にはなりたくない。相手が子どもでも入居者を尊重し思いやる言葉や行動を自然にできるようになりたいと私には「絵に描いたもち」のような思いを胸に刻み込んでいたはずなのに、自己嫌悪に陥る日も多々、気持ちが空回り……

私ができる事などほんの少し、それでも何故か、沢山の入居者さんとの出会い、幸せを祈っての別

れ、のんのに携われることが嬉しく楽しいのです。

ふとした時、〇〇ちゃんの顔が浮かんだり、制服姿の学生とすれ違う時〇〇ちゃん、道順間違えずに通学出来ているかしらと余計なお世話、「今日のご飯美味しい」と言ってくれた〇〇ちゃんを思い浮かべて「ちゃんと食べている？ 好き嫌いしていない？」と余計な心配。

コロナ蔓延中、発熱者が出た時、症状回復を願い、コロナでない事を祈り必死に消毒作業をしたあの日(幸いコロナではなく安堵)

ちょっぴり疲れる事もあるけれど、それにもまして何でもないおしゃべり、たくさんの笑顔、笑い声に元気をもらっています。

「さあ、美味しいご飯を作りましょう」

今まで、沢山の入居者さん達と出会い、貴重な経験とし、今でも心の中に、残っています。今後、その経験を大切にしていきたいと思っています。



選択修習のご報告

弁護士 小林杜季子

毎年、司法試験に受かった司法修習生に対して、レラピリカの活動について説明し、実際に法曹になった際に、子どもの権利や子どもシェルターに関心を持って活動してもらえるように、札幌弁護士会子どもの権利委員会の修習プログラムに、レラピリカの時間をもらっています。

今年は、8月22日(月)に実施しました。全参加者のうち2名は、ZOOMでの参加ということで、困難な状況はまだ終わりが見えないと感じるとともに、便利な世の中になって、失ったものはあっても得るものもあるな、と思った次第です。

実際に修習生に対する講義には、もちろん法曹になる人たちなので、子どもの権利や子どもシェルターについて、理念や根拠法などの法律面の解説をしながら(法律面の講義を担当してくれたのは中島圭太郎弁護士)、コタンが実際にどんな活動をしているのか、子どもシェルターでは子どもたちとどんな時間を過ごしているのか、という具体的な状況も説明しました。

修習生は、子どもの権利や未成年者に関わる活動というと、少年事件の付添人(刑事事件の弁護人のような立場)を思い浮かべる人が多いのではないかと思います。実際、弁護士になったら付添人活動を頑張りたいと希望をお話ししてくれる人もいます(それも良い!)。ただ、「子どもシェルター」や「コタン」というワードは、基本的に司法試験には出てきませんし、実際に活動に関わっている弁護士以外は知らないことも多く、修習生の皆さんの選択肢にまだ上がっていないのです。この講義では、一人でも多くの修習生に、「コタン」を選択肢にしてもらうことも狙いです。

子どもの権利委員会の修習プログラムに参加している修習生は、やはり、子どもに関わる活動に興味があるようで、子どもシェルターやコタンの活動にも興味を持って聞いてくれます。

コタンとして、実際に、親御さんとの交渉や、今

後の生活のためにどのように収入を得ていくのか、どこに住むのか、などなど、子どもの今後の生活全般の環境を調整することや、学校の卒業がかかった単位取得にむけて学校との交渉や課題の提出に奔走したり、事例問題の架空の事案ではなく、実際にそこにひとりの子どもの生活がかかっていることを実感できるように心がけています。

また、シェルターで実際にスタッフとして働いてくれている職員さんにも来ていただき、子どもたちとの日常をお話ししてもらいました。スタッフさんたちは、毎日子どもたちの様子を敏感に感じ取って、一人一人に丁寧に対応してくれているだけではなく、清潔で落ち着いた生活ができるようにシェルターを保持するあらゆることをしてくれています。

まだまだ修習生たちも、「子どもシェルター」「コタン」を知ったばかりで、実際に選択肢に入ったかはわかりませんが、この中から、何人がコタンとして活動するのかな、とワクワクした気持ちです。また、コタンにならなくても、それぞれの立場で、子どもの権利や、さまざまな境遇で頑張っている子どもたちのことを忘れずに活動していってほしいものです。



入居者さんからのお手紙

入居さんがのんのから旅立つにあたってお手紙を書いてくれましたので、皆様にご紹介させていただきます。元気に頑張ってくれることを祈っています。

のんのスタッフの皆さんへ

2週間ちょっとの短い期間でしたが、本当にお世話になりました。

不安しかなかった入居日に沢山のスタッフの方が、温かく出迎えてくれて、それにとっても安心しました。

大人になる前に経験しておきたかった家庭の温かさをこの2週間で経験出来ました。

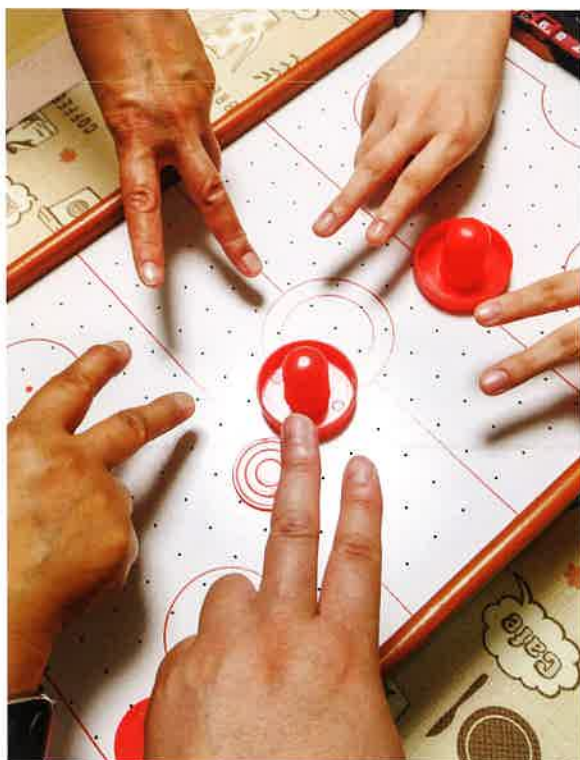
私は毎日のお弁当がすごく楽しみでした。今日はどんなおかずが入っているのかなとお弁当を開く時のワクワクを久しぶりに感じました。

毎日、毎日朝早くからありがとうございました。

この2週間、のんのが私にとって初めて安心できる場所でした。この場所を離れるのは、とても寂しいですが、今後も自分の将来の為に、精一杯頑張ります。

これから どんどん寒くなりますが、お身体に気を付けてお過ごしください。

2週間ちょっと、本当にありがとうございました。



入会・寄付のお願い

子どもシェルターの運営には子どもたちの生活費やスタッフの person 費などで年間1500万円以上の資金が必要です。しかし、行政から支給される公費だけでは不十分で、皆さまからのご寄付を必要としています。皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。

■会員として継続的にご支援をいただける場合

レラピリカでは、私たちの活動理念に賛同して入会していただける方を募集しております。

入会を希望される方は、「入会希望」と明記のうえ、希望する会員の種別、住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカより入会申込書をお送りします。

なお、入会された方には、レラピリカの活動報告やニュースレター、イベント案内などを継続的にお送りします。

■会員の種類

【正会員】 総会で運営方針などについてご意見をいただく会員(個人のみ)

【賛助会員】 資金面で援助していただく会員(個人、団体)

■年会費 ※会員からのお申出がない限り、毎年自動更新となります。

【正会員】 5万円(別途入会金10万円)

【賛助会員】 個人/一口5,000円、団体/一口1万円

■会員にならずご寄付のみいただける場合

匿名での寄付も承っておりますが、可能でしたら、お振込後に住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカよりニュースレターをお送りいたします。

連絡先

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目
北海道高等学校教職員センター 5階 北海道合同法律事務所内
電話：011-272-3125 FAX：011-272-3126

寄付及び 会費等の振込先

北洋銀行札幌西支店：普通5170871

特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ 理事長 内田信也

郵便振替口座：加入者名 特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ
口座記号027109 口座番号101160

ご寄付をいただきました

ご寄付をいただいた皆様に、心より御礼を申し上げます。

ニュースレター第17号にてご紹介させていただいた以降、新たにご支援を頂戴いたしました皆様をご紹介申し上げます。

株式会社ロイヤルスイーツ

一般社団法人せいかつ支援機構

NPO法人ランナーズサポート北海道

コストコホールセールジャパン株式会社



羽ばたくための 準備をしていきましょう

広い北の大地を
風のように
自由に駆け抜けて
欲しい

●レラピリカに込めた願い

レラピリカとは、アイヌ語で「美しい風」という意味です。
居場所のない子どもたちが、子どもシェルターで生活する間に
少しでも生きる力を蓄え、
子どもシェルターを巣立って行った後は
広い北の大地を風のように自由に駆け抜けて欲しい、
そのような願いが込められています。

2 声を聞かせて!

詳しい事情をお聞きして、どのような支援ができるか検討します。
入所できるのは原則20歳未満の女子で、入所する際は基本的な約束ごとを理解していただきます。
子どもと面談して、入所の意思を確認します。
入所が難しい場合でも、相談にのったり助言をしたりすることもできます。他の専門機関への橋渡しをすることができる場合もあります。

4 そして、大空へ…

次の生活の場所が見つかったら、レラピリカは卒業です(利用期間は2週間から2か月くらいを目安としています)。
卒業した後も、困ったことや悩みごとがあればいつでも子ども担当弁護士に相談してください。

卒業後も
困ったことや
悩み事があれば
いつでも
相談できます

1 翼が疲れたら…

居場所のない子どもや相談を受けた大人・機関は、レラピリカに電話してください。

電話番号

011-272-3125

3 ようこそ、 レラピリカへ!

利用料(食費や宿泊費など)は無料です。
ゆっくり休んで、自立に向けて羽ばたくための力を蓄えましょう。
子ども一人ひとりに子ども担当弁護士がつき、法的な支援や親権者などとの交渉を行います。
家庭への復帰、一人暮らし、住み込み就労、自立援助ホームなど、次の生活の場所を一緒に探します。

特定非営利活動法人 子どもシェルター レラピリカ

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目北海道高等学校教職員センター5階
北海道合同法律事務所内

電話:011-272-3125 FAX:011-272-3126

ホームページアドレス <http://rera-pirka.jp/>

レラピリカ

NEWSLETTER

ニュースレター

No. 18